

農地を農地以外にする場合には、 農地法による手続きを！

- 農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。(※)
 - 農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。
 - 許可を受けずに転用をしたり、許可を受けた通りに転用をしなかった場合は罰則があります。
 - このような許可制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。
- (※) 農地以外の例…住宅・工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道路、水路、山林

制度の概要

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
4条	農地の所有者が 農地を転用する場合	転用を行う者 (農地所有者)	都道府県知事
5条	農地、採草放牧地を 転用するため売買等 を行う場合	売主(農地所有者) と 買主(転用事業者)	農地が4haを超える場合には、 農林水産大臣 (地域整備法に基づく場合を除く)

“八代オクラ”9月の学校給食に登場！

- 豊岡市農業委員会では日高町八代地区で古くから育てられ守られてきた伝統野菜八代オクラを広く普及すべく取り組みを進めてきました。
- この度、JAたじま日高営農生活センターのご尽力により今年の9月に豊岡市立日高学校給食センターの献立に八代オクラが登場することになりました。
- 今後も栽培拡大が行われ豊岡市の特産農産物になることを期待しています。

表紙の写真

- 6月12日に「八代オクラ植付け体験及び現地講習会」が、豊岡市立八代小学校の児童を対象に八代オクラの生産者である吉岡さんの圃場で行われました。
- 児童たちは吉岡さんの指導を受けながら苗を一本ずつ丁寧に植えていました。



編集後記

◇豊岡市農業委員会は、平成29年4月21日から新制度に基づく新しい体制となりました。

◇これまでは農業委員36名でしたが、農業委員19名と新たに農地利用最適化推進委員が25名の合計44名の体制となりました。

◇新制度の農業委員会は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの「農地利用の最適化」の推進が必須業務に位置付けられました。このため、今まで以上に地域に密着した活動を行っていく必要があります。

◇今号では、農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介しました。今後ともどうぞよろしくお願いたします。



農業委員会だより第37号は私たちが担当しました